

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険医療関等の指定

保安林の指定予定(二件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

## 告 示

### 鳥取県告示第千三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医  
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政  
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称       | 所 在 地          | 指 定 年 月 日    |
|-----------|----------------|--------------|
| 鳥 医 院     | 鳥取市湖山町四一三七一一   | 昭和五十七年九月二十六日 |
| 川 本 医 院   | 東伯郡東伯町大字保五一一二  | 昭和五十七年九月二十一日 |
| 清水 齒科 医院  | 鳥取市立川町五丁目一〇〇一一 | 昭和五十七年九月十七日  |
| 船木 齒科 医院  | 西伯郡淀江町大字淀江六九二  | 昭和五十七年九月十五日  |
| 林兼太郎 薬局   | 鳥取市川端四丁目二一五    | 昭和五十七年九月十六日  |
| よしだ 齒科 医院 | 鳥取市瓦町五〇五       | "            |
| つくし 薬局    | 西伯郡西伯町大字東町六一   | "            |
| 森下 薬局     | 境港市幸神町三五七      | "            |

### 鳥取県告示第千三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局  
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名     | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日     |
|---------|-----------|------------|
| 原 田 豊   | 鳥医第二、八三〇号 | 昭和五十七年九月二日 |
| 嶋 本 司   | 鳥医第二、八三一号 | 昭和五十七年九月六日 |
| 丹 治 義 明 | 鳥医第二、八三二号 | 昭和五十七年九月八日 |

鳥取県告示第千三十七号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町赤松字机一六六一、字中會根一六八八、字池ノ奥一六九九、一七〇〇の一、一七〇〇の二、一七〇〇の五七、一七〇〇の六五、一七〇〇の八五、一七〇〇の八六、一七〇〇の八八、一七〇〇の九〇

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西伯郡大山町赤松字池ノ奥一七〇〇の五七、一七〇〇の八八

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十八号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字杉本岩鼻一〇五一の一、一〇五一の三、字杉本一〇五二の一から一〇五二の一まで、字丸山一〇五三の一から一〇五三の九まで、一〇五三の二から一〇五三の二〇まで、一〇五四、字ユヅノ木谷一〇五六の一から一〇五六の三まで、一〇五七、字馬洗場一〇五八、一〇五九の一、一〇五九の二、字城山一〇六〇、字水ノ手一〇六一の一から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の一から一〇六五の三まで、字中坂奥一〇六六の一、一〇六六の二、字子持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の一、一〇七一の二、一〇七三、字土屋林一〇七七の一から一〇七七の一まで、字扉ノ尾一〇七六の一から一〇七六の三まで、字頭巾山一〇七九、一〇八〇、一〇八二、字黄蓮谷一〇八三の一から一〇八三の一六まで、字大ヒラ一〇四の一から一〇四の二二まで、字貝骸谷一〇五の一から一〇五の六まで、一〇五の二一、字瀧谷口一〇六の一から一〇六の五まで、一〇六の一三、字鎌磨場一〇七

## 二 指定の目的

公衆の保健

## 三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉本岩鼻一〇五一の一、一〇五一の三、字杉本一〇五二の一から一〇五二の一まで、字丸山一〇五三の一から一〇五三の九まで、一〇五三の二から一〇五三の二〇まで、一〇五四、字ユヅノ木谷一〇五六の一から一〇五六の三まで、一〇五七、字馬洗場一〇五八

一〇五九の一、一〇五九の二、字城山一〇六〇、字水ノ手一〇六一の一から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の一から一〇六五の三まで、字中坂奥一〇六六の一、一〇六六の二、字子持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の一、一〇七一の二、一〇七三、字土屋林一〇七七の一から一〇七七の一まで、字扉ノ尾一〇七六の一から一〇七六の三まで、字頭巾山一〇七九、一〇八〇、一〇八二、字黄蓮谷一〇八三の一から一〇八三の一六まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第千三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年五月二十四日 鳥取県指令受都計第百七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字富吉七六

小山一美

鳥取県告示第千四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月三十日 鳥取県指令受都計第三百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡家町大字稲荷字千谷下モ分、字千谷奥分、字千谷上ミ平及び

字千谷下モ平

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡家町大字郡家四九三  
郡家町土地開発公社

理事長 小林 実

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】